

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成 29 年 1 2 月 6 日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 後藤 浩平

1 当該招請の主旨

本業務については、空港気象ドップラーレーダー（以下、「DRAW」という。）の設定変更を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4 . の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本システムの構造及び動作を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4 . の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 空港気象ドップラーレーダーの設定変更
- (2) 業務内容 空港気象ドップラーレーダーの設定変更
- (3) 納入期限 平成 3 0 年 2 月 1 6 日（金）

3 業務目的

本業務は、東京国際空港の空港気象ドップラーライダー（以下、「LIDAR」という。）2 号機更新に伴い、LIDAR の観測データを DRAW 処理部で受信しウィンドシア情報文の生成を行うとともに、空港気象ドップラーレーダー観測処理システム等へ配信するため、DRAW 処理部の設定、接続調整及び動作確認を行うことを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

平成 2 8 ・ 2 9 ・ 3 0 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

DRAW が航空機の安全な離着陸に必須な空港及び空港周辺の気象観測成果を運航関係

機関に対して提供を行う重要なシステムであることを理解し、DRAW の運用に支障を与えない技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

当庁で運用する DRAW の性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す個々の要件を満足させる設定を行うとともに、システム全体として所要の性能を発揮させる技術を要すること。

(4) 守秘性に関する要件

当庁から提供された資料・仕様の中で取得した情報は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

気象ドップラーレーダーシステム処理部に関する制作実績を有すること。また、本装置を構成する機器の動作、構造、取扱方法について精通し、同種の装置の製造実績及び保守についての十分な実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町 1 - 3 - 4

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 秤谷 芳典

電話 03-3212-8341 (内線 2578) F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成 2 9 年 1 2 月 6 日から平成 2 9 年 1 2 月 2 5 まで (1) に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日 (火) 1 7 時まで (1) に同じ。 持参、郵送 (書留郵便に限る。) 又は電送 (事前に (1) へ連絡を入れること) すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 平成 2 8 ・ 2 9 ・ 3 0 年度国土交通省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も 5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなっ

た場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。